

○須高行政事務組合個人情報の保護に関する法律等施行規則

(令和5年3月29日規則第3号)

(趣旨)

第1条 この規則は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第30条第1項又は第31条第1項の規定により一部の規定が適用されず、又は読み替えて適用される場合を含む。以下「法」という。）及び須高行政事務組合個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年条例第7号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な細則を定めるものとする。

(法及び条例の施行に関する規定)

第2条 法及び条例の施行については、[須坂市個人情報の保護に関する法律等施行規則（令和4年須坂市規則第41号）](#)の例による。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。